

指導者級資格の更新条件

更新条件について

判断基準

(1) 5年の指導及び試験の実績

1級～3級のいずれかの指導及び1級の審査業務に携わった実績を必須とする。

また、対象期間の審査業務等における「要改善項目」の発生状況及びその後の改善状況を確認する。

(2) 指導者級資格更新の為の研修

5年間の間に3回以上の研修を受講すること。

① A研修【指導力向上の為の研修】

指導者養成講座におけるスキルアップ研修

※必要な時間数は、6時間を1回とする。

② B研修【審査力向上の為の研修】

品質向上研究会

※品質向上研究会は、平成27年度から原則年2回(7月の第一金曜日と1月の第二金曜日に開催する)

①②のいずれかで3回以上。ただし、A研修及びB研修について、それぞれ1回以上受講することが必要。

(3) 今後も検定の為の指導等を行う意志のある者。

前回更新時の検定実施計画の達成状況及び未達成項目について、本人からの報告に基づき確認する。

また、今後5年間の検定実施計画の作成について、本人からの報告に基づき確認する。

以上の基準が満たされていることを確認した上で、指導者級資格保持者として継続認定することを前提として、

以下にて専門委員会から「指導方針を問うための」レポートの提出を求める。

● 指導方針の表明(レポートの提出)

指導者として重視していること、指導育成を通して生み出したい指導者像等に関するレポートを通して、指導者としての指導方針等をチェックする。レポートの内容詳細については、更新時に個別に通知する。

以上を総合的に判断し、更新の可否を決定する。